

養蜂をめぐる情勢

1. 蜜蜂の飼育動向	1
2. 蜂蜜の需給	2
3. 蜂蜜の流通	3
4. 蜂蜜の種類等	4
5. 蜜蜂製品の生産額等	5
6. 蜜蜂の転飼	6
7. 蜜蜂の転飼状況	7
8. 施設園芸等における花粉交配用蜜蜂の需給調整	..	8
9. 農薬による被害への対応	9
10. ダニによる被害への対応	10
11. 熊による被害の状況	11
(参考1) 養蜂振興法の一部改正	12
(参考2) 外来種であるツマアカスズメバチへの対応	..	13

令和2年11月

農林水産省 生産局 畜産部

1. 蜜蜂の飼育動向

- 蜜蜂の飼育戸数及び蜂群数は、近年横ばいで推移。平成25年の増加は、平成24年の法改正により、届出義務を業として蜜蜂の飼育を行う者以外の蜜蜂の飼育を行う者にも拡大したことによるもの。
- 令和2年の蜜蜂の飼育戸数は10,021戸、蜂群数は21万3千群（1月1日時点の調査）。

蜜蜂飼育戸数、蜂群数

（単位：戸、千群、群／戸、千群）

区分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
飼育戸数	5,934	8,312	9,306	9,567	9,452	9,395	9,578	9,782	10,021
蜂群数	184	204	210	213	212	213	213	215	213
平均蜂群数	31.1	24.5	22.5	22.3	22.4	22.8	22.2	22.0	21.3
（参考）花粉交配用 蜜蜂蜂群数	132	116	96	78	66	73	86	84	

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

注1：H25年以降は改正後の養蜂振興法に基づく届出数（H24年の趣味養蜂家の戸数は各都道府県からの聞き取り）。

飼育戸数、蜂群数、平均蜂群数は1月1日時点の調査であるが、花粉交配用蜜蜂蜂群数は年間で花粉交配に供した蜜蜂の群数。

注2：1蜂群とは、女王蜂1匹と約2万匹の働き蜂で構成された巣箱1箱を指す。

蜜蜂飼育戸数等の上位10県（R2年1月1日現在）

区分	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	計
飼育戸数	長野	静岡	岐阜	神奈川	岡山	鹿児島	兵庫	福島	埼玉	愛媛	全国
戸	542	416	385	370	370	346	338	337	331	322	10,021
比率（％）	5.4	4.2	3.8	3.7	3.7	3.5	3.4	3.4	3.3	3.2	100
蜂群数	沖縄	長野	熊本	和歌山	福岡	鹿児島	北海道	福島	岐阜	青森	全国
千群	16.0	12.4	12.1	11.2	9.7	8.3	8.1	7.0	6.6	6.1	213
比率（％）	7.5	5.8	5.7	5.2	4.5	3.9	3.8	3.3	3.1	2.8	100

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

2. 蜂蜜の需給

- 蜂蜜の令和元年の国内生産量は約3千トンであり、近年横ばい傾向で推移。
- 生産上位5県で総生産量の約4割を生産。
- 令和元年の国内消費量は約4万8千トンであり、自給率は約6%。
- 令和元年の蜜源植物の面積は、約11万7千ヘクタール。

蜂蜜の生産量、輸入量及び消費量 (単位：トン、%)

区分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
生産量	2,778	2,872	2,839	2,865	2,754	2,827	2,826	2,911
輸入量	36,823	39,030	37,870	36,222	48,445	42,821	44,521	44,788
うち中国	28,763	30,006	28,204	26,411	35,466	29,818	31,512	30,518
比率	78.1	76.9	74.5	72.9	73.2	69.6	70.8	68.1
輸出量	18	38	29	29	33	21	18	10
消費量	39,583	41,864	40,680	39,058	51,166	45,627	47,329	47,689
自給率	7.0	6.8	7.0	7.3	5.4	6.2	6.0	6.1

出典：貿易統計(輸入量、輸出量)、
畜産振興課調べ(各都道府県からの聞き取り)

蜜源植物の面積 (単位：千ヘクタール)

区分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
みかん	51.3	43.8	39.4	34.9	31.9	35.5	35.6	35.7
れんげ	12.8	10.8	8.9	8.8	8.4	6.6	4.2	4.2
アカシア	8.6	7.5	7.9	6.2	5.0	6.7	5.4	4.6
りんご	23.4	22.1	21.5	21.2	20.6	22.4	21.4	21.2
その他	64.9	63.7	64.6	64.1	54.9	60.8	52.0	51.2
合計	160.9	148.0	142.3	135.2	120.8	132.0	118.6	116.9

出典：畜産振興課調べ(各都道府県からの聞き取り)
注：各県が1月から12月に蜜源として利用した面積として把握しているものを集計。
なお、一部の県では調査の中止や再開があるため、数値に連続性がないことに留意。

蜂蜜生産量の上位10県 (令和元年)

(単位：トン、%)

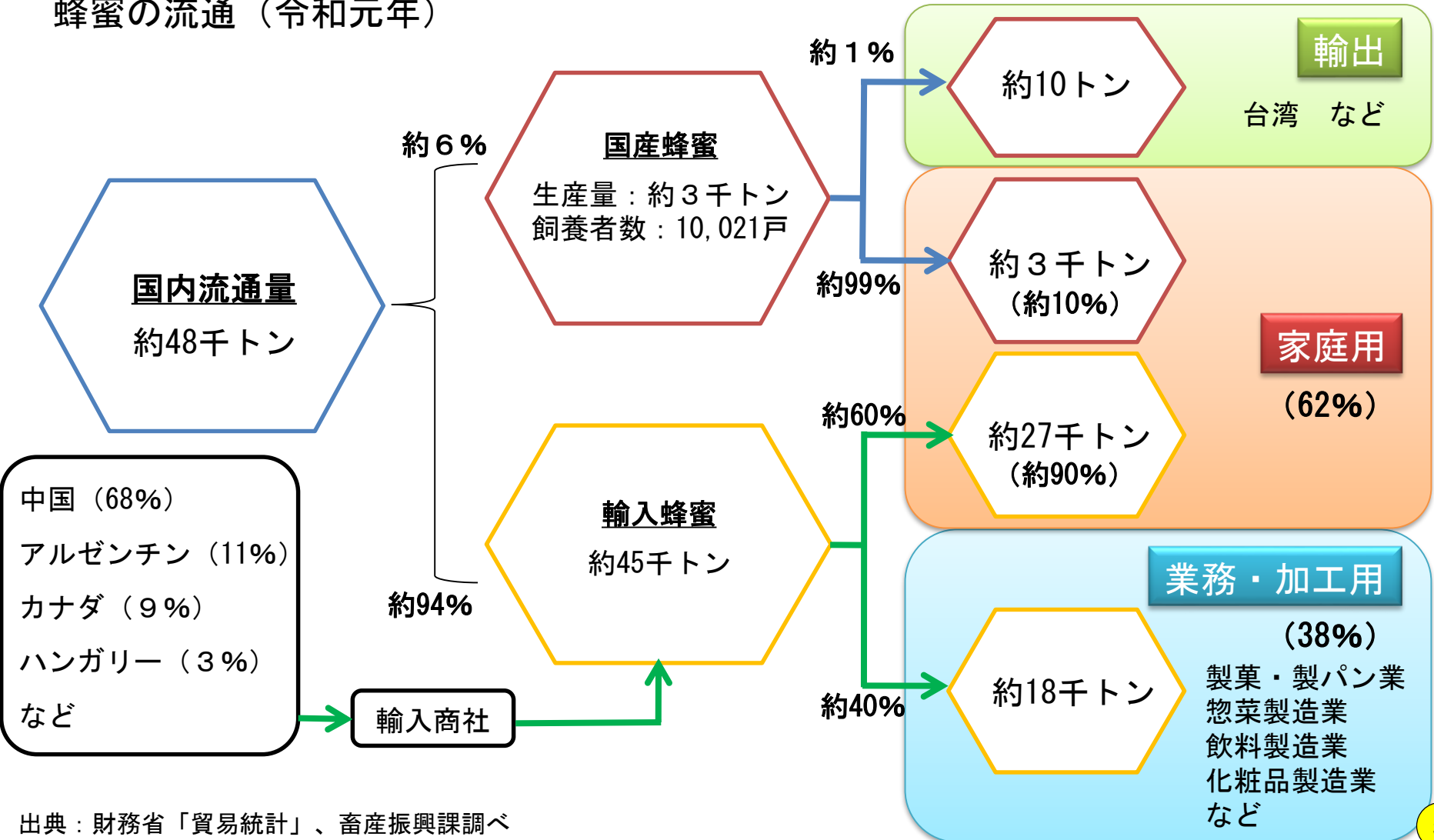
区分	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	計
	長野	北海道	秋田	熊本	青森	和歌山	愛知	岐阜	福岡	鹿児島	全国
生産量	339.9	306.5	256.3	202.5	160.8	116.4	107.8	103.6	101.4	100.4	2,911
比率	11.7	10.5	8.8	7.0	5.5	4.0	3.7	3.6	3.5	3.4	100

出典：畜産振興課調べ(各都道府県からの聞き取り)

3. 蜂蜜の流通

- 国産蜂蜜のほぼ全てが家庭用仕向け。
- 輸入蜂蜜は約60%が家庭用、約40%が業務・加工用仕向け（製菓・製パン、化粧品等）。

蜂蜜の流通（令和元年）



出典：財務省「貿易統計」、畜産振興課調べ

4. 蜂蜜の種類、色、価格

- 蜂蜜の種類は、蜜源の花により分類され、例えばアカシアの花の蜜はアカシア蜜として販売される。
- 蜂蜜の色は、蜜源の花の種類によって淡黄色から黒褐色まで様々。
- 価格については、国産は生産コストの違いもあり、中国産蜂蜜の数倍。
- 主な輸入先は中国であり、総輸入量の約7割を占めている。

種類・色

いろいろなはちみつがあります



ソバ ひやっか 百花 トチ レンゲ アカシア



価格

・ 国産蜂蜜卸売価格

1,300円/kg ~ 2,500円/kg

出典：（一社）日本養蜂協会からの聞き取り

・ 外国産蜂蜜の輸入価格

令和元年	数量 (t)	価額 (億円)	CIF価格 (円/kg)	課税後 (円/kg)
合計	44,788	158	352	432
中華人民共和国	30,518	74	243	305
アルゼンチン	4,820	15	317	398
カナダ	3,851	16	404	484
ハンガリー	1,403	9	626	753
ミャンマー	992	2	215	224

出典：財務省「貿易統計」

注：天然蜂蜜のWTO協定税率は25.5%、TPP11、日EU・EPA協定税率は19.1%

5. 蜜蜂製品の生産量・生産額

- 蜜ろうの生産量は、近年は横ばい傾向で推移。
(蜜ろうは、ろうそく、ワックス、化粧品、クレヨン等の原料として使用される。)
- ローヤルゼリーの生産量は、近年横ばい傾向で推移。
(ローヤルゼリーは、健康食品や化粧品の原料として使用される。)
- 蜂蜜及び蜜蜂製品の国内生産額は、推定約84億円。このうち花粉交配用蜜蜂は約19億円と約2割を占める。

蜂蜜以外の生産物の生産量

(単位 : kg)

種類	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
蜜ろう	25,897	33,713	26,030	21,922	23,181	22,316	22,881	21,769
ローヤルゼリー	3,878	3,682	1,553	2,813	2,738	2,419	2,497	2,363

出典: 畜産振興課調べ(各都道府県からの聞き取り)

蜂蜜・蜜蜂製品の生産額 (令和元年)

種類	生産量	単価	生産額
蜂蜜	2,911トン	2,150円/kg	6,259百万円
ローヤルゼリー	2トン	115,000円/kg	230百万円
蜜ろう	22トン	800円/kg	18百万円
花粉交配用蜜蜂 ^(※)	84千群	22,000円/群	1,854百万円
合計			8,361百万円

出典: 畜産振興課調べ(生産量は各都道府県からの聞き取り、単価は(一社)日本養蜂協会からの聞き取り)

(※) 花粉交配用蜜蜂の単価は、いちごの花粉交配用(3~4枚の巣板を1群として使用)を参考とした。

6. 蜜蜂の転飼^{てんし}

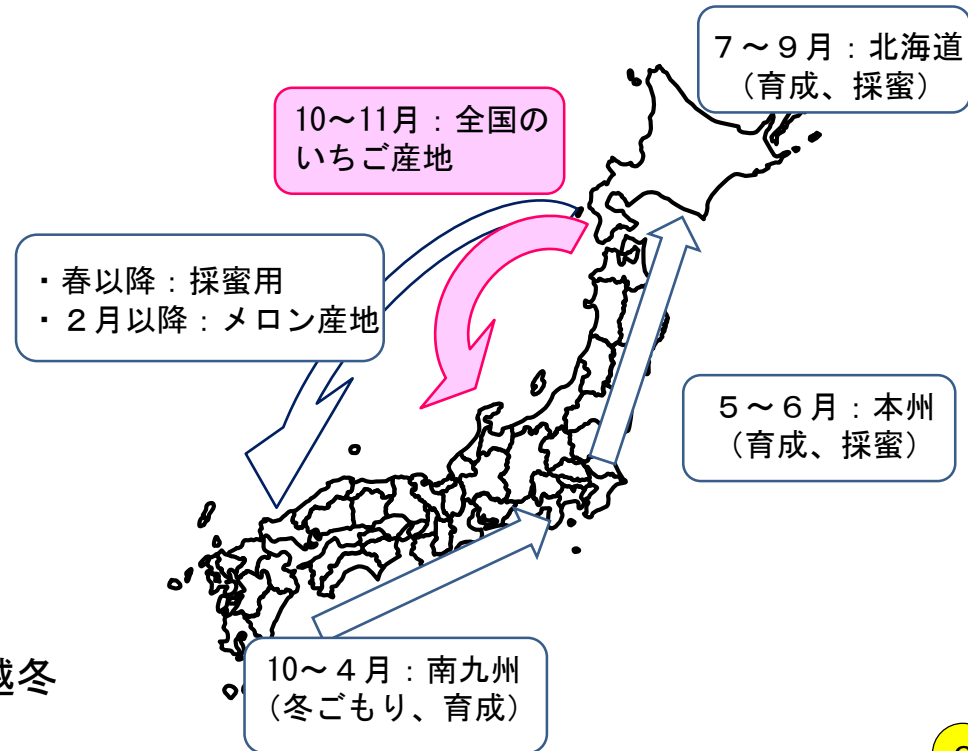
- 養蜂振興法では、蜜源の利用に伴う蜜蜂の飼養者間でのトラブルを防止するため、飼養者には、飼育の届出^{てんし}や転飼先の都道府県から予め許可を得ることを義務とするとともに、都道府県には、蜂群配置の適正等を図るために蜂群配置の調整などの措置等を講ずることを求めている。

県外からの転飼^{てんし}

- 「養蜂振興法」第4条に基づき、事前に移動先の都道府県知事の許可を得なければならない。
- 許可の申請は、基本的に移動する2ヶ月前までに、
 - ①住所及び氏名
 - ②蜂群数
 - ③転飼^{てんし}しようとする場所及び期間等を記載した申請書を移動先の都道府県知事に提出する。

県内における転飼^{てんし}

- 都道府県が条例や指導基準等により調整している。

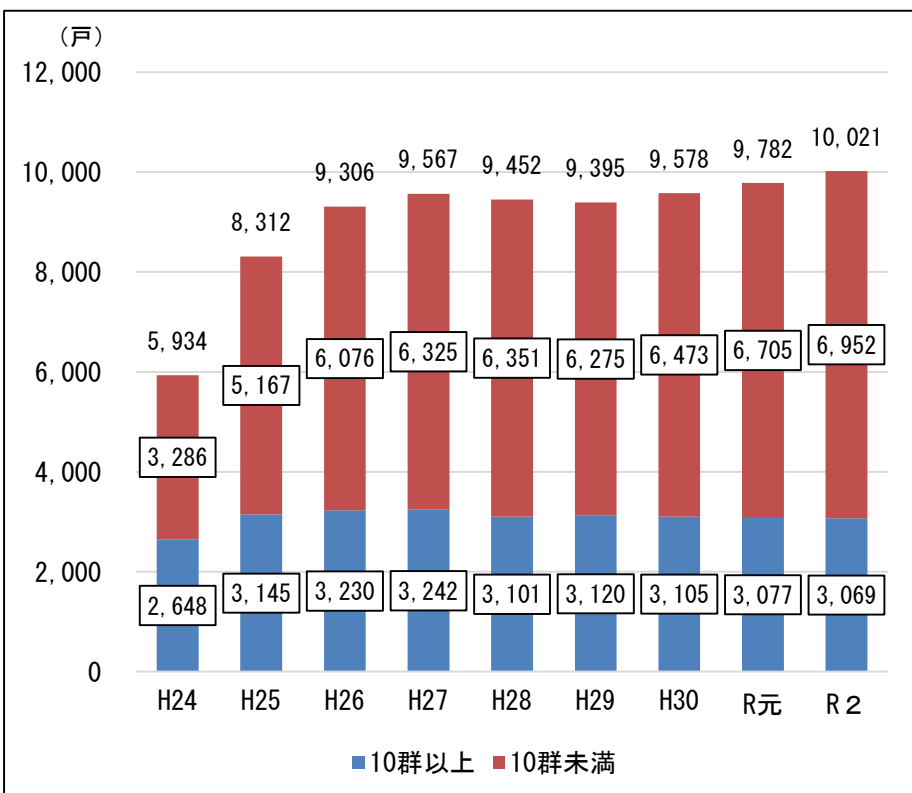


※転飼^{てんし}とは、蜂蜜もしくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。

7. 蜜蜂の^{てんし}転飼状況

- 10群以上の蜂群を飼養している者の戸数は平成27年をピークに減少傾向。
- 県外からの^{てんし}転飼許可の件数及び群数は減少傾向。

蜂群の規模別の戸数の推移



出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

蜜蜂の^{てんし}転飼許可の推移

区分	県外からの ^{てんし} 転飼許可	
	件数	群数
H24年	2,688	139,677
H25年	2,384	146,756
H26年	2,651	151,576
H27年	2,544	143,038
H28年	2,523	142,265
H29年	2,490	144,083
H30年	2,472	143,864
R元年	2,415	139,244

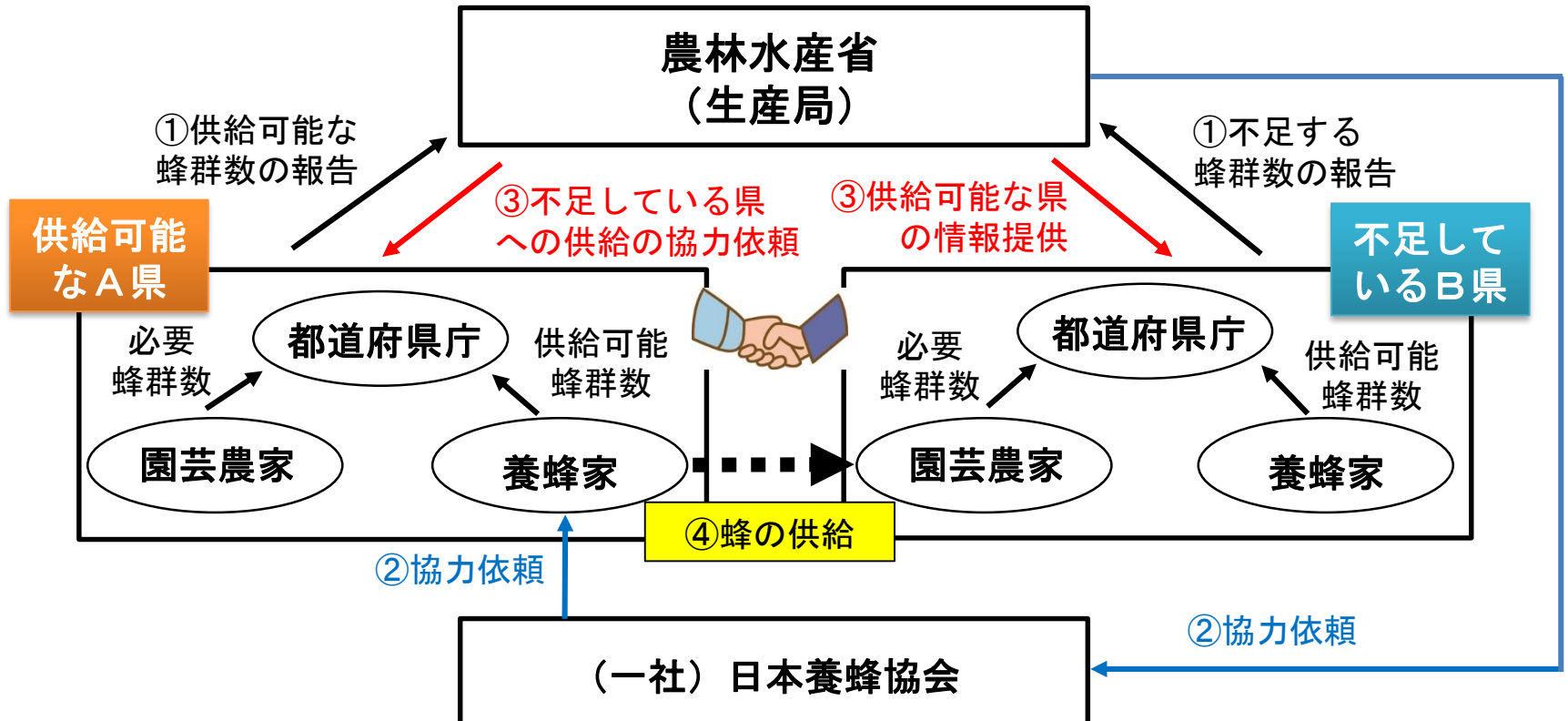
出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

注：「県外からの^{てんし}転飼」とは、養蜂振興法の第4条第1項に規定された^{てんし}転飼

8. 施設園芸等における花粉交配用蜜蜂の需給調整

- 施設園芸や果樹等の農家では、蜜蜂を花粉交配に利用。
- 花粉交配用の蜜蜂は、毎年養蜂業者から施設園芸農家等にリースや販売により供給。
- 花粉交配用の蜜蜂は、前年の夏の働き蜂の増殖が不十分であると不足する傾向。特に平成21年度には、主な女王蜂の輸入先である豪州が、衛生上の理由からその輸出を停止していたことが不足に拍車をかけた。
- 農林水産省では、平成21年に「花粉交配用蜜蜂の需給調整システム」を立ち上げ、（一社）日本養蜂協会等の協力により、他県からの供給で調整。

花粉交配用蜜蜂の需給調整システム



9. 農薬による被害への対応

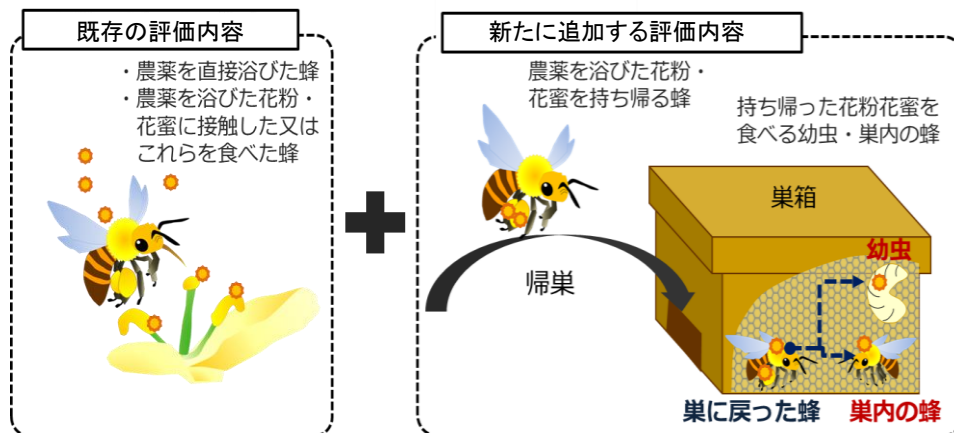
- 我が国における農薬が原因と疑われる蜜蜂の被害状況は、年間50件程度で推移。
- 農薬による蜜蜂への被害状況を踏まえ、農家と養蜂家との農薬散布情報の共有や、粒剤の使用など農薬散布の工夫等の被害軽減対策を推進中。
- 改正農薬取締法により、巣内の蜜蜂に与える影響など蜜蜂への影響評価の充実を図った上で、最新の科学的知見に基づき再評価を実施し、必要に応じて農薬の使用方法等の見直しを実施する予定。

蜜蜂被害軽減対策の検証（令和元年度）

都道府県による蜜蜂被害軽減対策	実施県
蜜蜂被害軽減対策実施県	47
効果があったと都道府県が回答した主な対策	
①情報の共有に基づく対策の実施 (巣箱の移動、避難場所の設置、蜜蜂に配慮した農薬散布等)	41
②蜜蜂被害に関する知見、被害軽減対策等の周知 (通知の発出、講習会での周知等)	34

出典：農産安全管理課調べ

改正農薬取締法により充実した評価内容



10. ダニによる被害への対応

- 養蜂へのダニによる被害としては、ミツバチヘギイタダニの寄生によるバロア病やアカリンダニによる被害が報告されている。
- ミツバチヘギイタダニの駆除剤について、ダニの耐性の獲得が問題となっているが、昨年8月に新薬が動物用医薬品として承認され、本年6月から販売が開始。
- 新薬は使用可能な時期が限られ、蜂蜜への移り香の問題があることから、既存の駆除剤を含めたダニ駆除剤の適切な使用について、技術指導を実施。

バロア病の特徴

<バロア病>

ミツバチヘギイタダニがミツバチの成虫や幼虫に寄生し、蜜蜂の弱体化、矮小化、ウイルス感染の媒介を起こす。



成虫に寄生しているミツバチヘギイタダニ



ダニによる被害状況の推移

(単位：件、群数)

年次	被害件数	被害蜂群数
H29年	277	7,530
H30年	252	6,441
R元年	440	30,014

新薬の活用に向けた技術指導

- ① 令和2年度養蜂等振興強化推進事業において、新薬であるチモバールの適正使用に向けた効果的な使用方法の実態調査を実施中。
- ② 農薬による蜜蜂の被害軽減対策と併せてダニ駆除剤の適切な使用について周知・指導するよう、都道府県に通知を発出。

11. 熊による被害の状況

- 熊の捕獲数が多い年に熊による被害も多い傾向。
- 熊による被害は、同じ地域で繰り返し被害が発生し、被害を受けた地域での採蜜は困難となるため、都道府県が行う転飼調整が難しくなっている。

熊の捕獲数及び被害額の推移

年次	熊の捕獲数	被害額
H27年	1,950頭	1,549万円
H28年	3,787頭	2,063万円
H29年	3,952頭	2,109万円
H30年	3,586頭	1,766万円
R元年	6,285頭	3,916万円

出典：環境省「クマ類の捕獲数（許可捕獲数）」、
（一社）日本養蜂協会構成員申告による「熊による養蜂業被害状況」
注：「熊の捕獲数」は年度、「被害額」は年次の値

ニホンツキノワグマ



熊による被害



ヒグマ対策用の電気柵の設置



写真：みつばち協議会「養蜂家向け！養蜂マニュアル」より

(参考1) 養蜂振興法の一部改正

- 養蜂振興法は、蜂蜜等の蜜蜂による生産物の増産を図り、あわせて農産物等の花粉受精の効率化に資することを目的として、昭和30年8月に議員立法により制定。
- 趣味養蜂の増加や蜜源の減少により、蜂場をめぐるトラブルが増加する等の問題を踏まえ、平成24年6月に議員立法により養蜂振興法を改正。

法改正による主な改正点

施行期日：平成25年1月1日	改正前	改正後
第3条 蜜蜂の飼育の届出	業として蜜蜂の飼育を行う者に飼育届の提出を義務づけ	蜜蜂の飼育を行う者に飼育届の提出を義務づけ（花粉交配用など蜂群配置や調整や防疫に支障が生じない場合を除く）
第5条（新設） 蜜蜂の適切な管理	—	蜜蜂の飼育を行う者は衛生的な飼養管理に努める 都道府県は、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知等の措置を講ずる
第6条第2項（新設） 蜜蜂植物の保護・増殖	—	国及び地方公共団体は、蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずる
第8条（新設） 蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等	—	都道府県は、蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずる
第9条（新設） 報告及び立入検査	—	都道府県知事は、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育状況に関する報告を求め、その職員に立入検査や関係者への質問をさせることができる

(参考2) 外来種であるツマアカスズメバチへの対応

- ツマアカスズメバチは蜜蜂を多量に捕食することから、その防除は養蜂振興上も重要。
- 農林水産省では、養蜂家にツマアカスズメバチに関する情報を提供するとともに、注意喚起を実施。また、環境省にツマアカスズメバチの生息に関する情報を提供するため、養蜂家からの情報の提供を依頼。
- 環境省はツマアカスズメバチを特定外来生物※に指定し移動等を規制するとともに、定着している長崎県対馬市での防除を進める他、効果的防除手法の開発や九州・本州への分布拡大を警戒した調査・防除を実施。

ツマアカスズメバチの特徴



- 体は全体に黒っぽく腹部の先端がオレンジ色。体長は、女王バチ30mm、オス24mm、働きバチ20mm程度。
- オオスズメバチのように蜜蜂の巣は襲わず、巣箱の前でホバリングして、帰巣してきた蜜蜂を空中で捕獲する。
- 樹木の高い位置に営巣することが多いのが特徴。

※ 外来生物法(環境省・農水省)に基づく指定。同法では、生態系被害の防止については環境大臣が、農林水産業被害の防止については環境大臣及び農水大臣が主務大臣となっている。

国内におけるツマアカスズメバチの確認事例

- 平成24年10月、長崎県対馬市において、国内で初めて確認された。対馬市以外ではこれまでに巣や個体が5地域(福岡県北九州市、宮崎県日南市、長崎県壱岐市、大分県大分市、山口県防府市)で確認されている。
- 環境省の調査では、対馬以外の地域では定着は確認されていない。

